

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成28年10月17日（平成28年（行情）諮問第623号）

答申日：平成29年9月4日（平成29年度（行情）答申第190号）

事件名：官房総務課座席表の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年9月14日付け情報公開第01712号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね次のとおりである（意見書に添付されている資料は省略する。）。

（1）審査請求書

処分庁は原処分において、本件不開示情報が法5条4号及び6号に該当するとするが、係る判断は同条各号の解釈ないし適用を誤った違法があると思料する。また、原処分は特定された行政文書を全部不開示としているが、少なくとも一部不開示とすれば足りるものと思料する。現に、審査請求人が全府省に対して行った同旨の情報公開請求においても、現在のところ処分庁を除くほぼ全ての府省において、必要最低限の部分を一部不開示とする決定がなされているところである。

ところで、開示の実施を受けた文書は、その題名（「官房総務課座席表（平成28年8月15日現在）」）を除き全ての部分が一部不開示とされていたが、題名は行政文書開示決定通知書に記載されていたのと同様であり、結局開示された文書には法6条1項ただし書にいう有意的な情報が記録されていないことは明らかである（情報公開・個人情報保護審査会平成21年度（行情）答申第547号参照）。よって、本件対象文書は本来全部不開示とされるべきところ、同項ただし書の規定に反して一部開示がなされたものというほかない。審査請求人をして本来不要で

あった行政文書の写しの送付に係る費用を負担させたのは不当である。

なお、詳細な意見は情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書において追って述べる。

(2) 意見書

ア 官房総務課内の配置に係る部分の法5条4号及び6号該当性について

諮問庁は、原処分及び理由説明書（下記第3）において、官房総務課内の配置について開示すると、「外交事務実施体制の詳細が明らかとなり、外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるほか、特定の職員等や情報を対象とした犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある」として、本件不開示情報のうち、官房総務課内の配置に係る部分が法5条4号及び6号に該当するとしている。

しかしながら、係る説明は首肯できない。まず、外交事務実施体制の詳細が明らかになるとする部分については、本件不開示情報を開示したとしても、せいぜいは外務省大臣官房総務課及び同課各係における職員の配置数が明らかになるに留まり、これらを開示したとしても、外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえない。なお、仮に係ごとの職員の配置状況を開示することが法5条6号に該当するとしても、係名を一部不開示とすればそれで足りるところである。

次に、特定の職員等や情報を対象とした犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるとする部分については、本件対象文書が、諮問庁の一部局における職員の配置を、諮問庁における業務の便を図るために模式的に記載したものであると考えられることからすれば、本件対象文書を開示したとしても、職員ごとや書庫との相対的な位置関係が判明するにすぎず、絶対的な座標情報については何ら開示されるものではない。そもそも、中央省庁は、その出入口において入庁者の身分確認を実施しているのであって、本件不開示情報を犯罪に利用しようとしても、権限のない者はそもそも入庁ができないのである。反対に、入庁を遂げた者にとっては、内部の案内表示に従うなどすれば本件不開示情報以上に具体的かつ正確な部局・職員の配置状況を把握し得るところである。したがって、本件情報を開示することによって犯罪の予防に支障が生じるとは認め難い。以上から、本件不開示情報が法5条4号に該当するという諮問庁の主張は失当である。なお、不開示の方法にしても、全職員の氏名及び官職など、座席を示す実線以外の文字部分を全て不開示とするなどの手段も存在するところであり、いずれにしてもタイトル以外を全部不開示とした原処分は到底認められるものではない。

また、後述のとおり、他府省の一部では同種の情報がインターネット上、あるいは書籍によって公表されているが、特にその事務ないし犯罪の予防に支障を来しているといった事情も認められない。このことは、同種の情報の公表が問題なく現在まで継続していることから明らかである。

イ 直通電話番号に係る部分について

処分庁は、直通電話番号（内線番号）についても、前記アと同様の理由により不開示とする原処分を行っているが、これについても後述のとおり、他府省の一部では同種の情報がインターネット上、あるいは書籍によって公表されているが、特にその事務ないし犯罪の予防に支障を来しているといった事情も認められない。よって、原処分は失当に帰する。

ウ 他府省における公開の現状について

審査請求人は、全府省に対して同旨の請求を行っているところであるが、多くの府省において、内線番号を除く全ての部分を開示するとの決定を得ているところである。また、書籍によって公開している府省も2省存在し、文部科学省は特定協議会編「文部科学省ひとりあるき」、厚生労働省は特定法人A「ガイドブック『厚生労働省』平成28年9月版」等によってそれぞれ本件不開示情報に相当する情報を公開している。さらに、特定法人Bは、その発行する「地下鉄短信」において、総務省自治財政局及び国土交通省鉄道局の配席図を掲載し、全文をインターネットに公開している。これらには非常勤職員の氏名はおろか、直通電話番号を含めた配席図がそのまま掲載されているが、これらによって前記4省の事務に支障が及んだとは到底認められない。これを敷衍すれば、本件不開示情報についても、その開示に際して何ら支障のあるところではなく、かつ、法5条各号に該当するとも認められない。

エ 「有意な情報」の該当性について

諮問庁は、原処分において本件対象文書の枚数が明らかになったことをもって法6条1項ただし書にいう「有意な情報」が開示された旨主張するが、文書の枚数は文書の内容とは直接関係を有さない情報にすぎず、また、一部局の配席図が一枚に完結していることは当然に予想されることであり、客観的にみてもこれが「有意な情報」に該当しないことは明らかである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

当省は、審査請求人が平成28年8月15日付けで行った開示請求「次に掲げる機関の配置図（官職ないし職員ごとの配席、ダイヤルイン・内線

番号等が記載された図表)。ただし、請求日時点における最新版のもののみを請求する。－外務省官房総務課本室」に対し、文書1件を本件対象文書として特定の上、その一部を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分においては法5条4号及び6号の適用を誤った違法がある旨及び特定された行政文書を全部不開示としているが少なくとも一部不開示とすれば足りる旨並びに法6条1項ただし書にいう有意の情報が記録されていないにもかかわらず規定に反して一部開示がなされている旨を述べて審査請求を行った。

2 理由

(1) 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、文書1（官房総務課座席表（平成28年8月15日現在））の1件である。

(2) 不開示とした部分について

本件対象文書には、官房総務課内の配置及び内線電話番号に係る情報等が記録されており、当該情報については公にすることにより、外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ及び犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号及び6号に該当し、不開示とした。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「原処分において本件不開示情報が法5条4号及び6号に該当するとするが、係る判断は同条各号の解釈ないし適用を誤った違法がある」として、不開示とされた部分を開示するよう求めている。

しかしながら、当省は、上記2のとおり、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、外交上の重要事項を取り扱う当省の業務に鑑み、個々の職員等の課内での配置や書庫等の所在について開示することにより、当省の外交事務実施体制の詳細が明らかとなり、外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるほか、特定の職員等や情報を対象とした犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから同条4号及び6号に該当すると判断し、不開示としたものであり、審査請求人による、当省の判断は同条4号及び6号の解釈ないし適用を誤った違法がある、という主張は当たらない。

また、本件対象文書には、一般に公表していない直通電話番号（内線番号）が記録されており、これを開示することは、外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。さらに、本件対象文書において、直通番号は職員等の配置ごとに記録されており、開示すれば課内の配置も開示することになるため、上記と同様の理由により法5条4号及び6号に該当することから不開示としたものである。

なお、審査請求人は「原処分は特定された行政文書を全部不開示としているが、少なくとも一部不開示とすれば足りるものと思料する」と主張し

ている。

しかしながら、原処分は部分開示であり、審査請求人の主張は当たらない。

さらに、審査請求人は、「開示された文書には法6条1項ただし書にいう有意の情報が記録されていない」として、「審査請求人をして本来不要であった行政文書の写しの送付に係る費用を負担させたのは不当である」としている。

しかしながら、当省が開示した文書からは、当省の官房総務課が作成している座席表の枚数を示す有意となり得る情報が存在することから、部分開示としたものであり、審査請求人の批判は当たらない。

4 結論

上記の論拠に基づき、当省としては、原処分を維持することが適当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年10月17日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月28日 審議
- ④ 同年11月1日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 平成29年7月20日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年8月31日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法5条4号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）を開示すべきであると主張し、諮問庁は、原処分を維持することが適当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 本件対象文書は、外務省大臣官房総務課本室の配置図であり、本件不開示部分には、同室の執務室の配置、形状及び規模並びに当該執務室内の配席等の状況に係る情報が記載されていると認められる。
- (2) 原処分の時点において本件対象文書が書籍やウェブサイトに掲載されている事実の有無につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、そのような事実はないとのことであった。

- (3) そこで検討すると、外務省が行う業務の内容等を踏まえれば、本件不開示部分の全部又は一部を公にすると、同省の事務を停滞させ得る目的・態様で執務室への来訪等がされることにつながりかねず、同省の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。
- (4) なお、入庁者の身分確認などにより庁舎への立入りが制限されていたとしても、上記(3)のような目的・態様による立入りがされる可能性は否定できず、また、他の行政機関の配置図等が開示された例があったとしても、他の行政機関の長による判断が処分庁の判断の妥当性を直ちに左右するものではないのであるから、これらの点は、いずれも当審査会の上記(3)の判断を左右するものではない。
- (5) 以上より、本件不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条4号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同条4号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙（本件対象文書）

次に掲げる機関の配置図（官職ないし職員ごとの配席，ダイヤルイン・内線番号等が記載された図表）。ただし，請求日時点における最新版のもののみを請求する。

- 一 外務省官房総務課本室